

資料

フェーム裁判の初期史をめぐって(1)
——13世紀ドルトムントの証書にみる——

若曾根 健 治

- 1 はじめに
- 2 13世紀前期までのドルトムント史一斑——グラフと都市
 - 2-1 ドルトムントの「ケーニヒスホーフ」とグラフ・フォン・ドルトムント
 - 2-2 ドルトムントの都市への生成をめぐって
 - 2-3 ドルトムント市とグラフ・フォン・ドルトムント——或る争いとその仲裁
(以上、本号)

1 はじめに

(1) フェーム裁判史の始期とは ラインとヴェーザー両河に挟まれたヴェストファーレンを故地とするフェーム (Vehmic law, Vehmic courts) は、中世以来長い歴史を背負っていた。広く帝国のラント・都市にたいし裁判権力を主張・行使し15世紀前期ジギスメント王時代に権力の最盛期を迎え1世紀後16世紀前期を境に力を失っていく。このフェーム裁判史の長い時代に画期を設けるなら、有力な画期の1つに1371年11月25日(ベーメン、バウツェン)皇帝カール四世のラント平和令⁽¹⁾の布告をあげることはできないか。フェームはラント平和・ラント平和裁判と結びつけられ⁽²⁾、帝国平和法の一問題となり性格を変える(フェーム史後期)。刑事法の性格 („Verfemung“) を色濃く帯びてくる。

資 料

画期の点からいえば、本稿はフェーメ史前期をとりあげるが、ではその始期は、何時頃とみればよいだろうか。はっきりしたことは言い難いが、さしあたってヘームベルク (Hömburg, Albert K.) の指摘を参考にしよう。1225年グラーフ・フォン・アーンスベルクの封臣ルードルフ・フォン・エアヴィッテ (Erwitte) がフライグラーフシャフト・エアヴィッテのフライゲリヒトにおいて裁判長に就いていた。フライゲリヒトの裁判長はフライグラーフと呼ぶが、フライグラーフシャフト・エアヴィッテにおいてフライグラーフが出現したのは1263年が最初であった。またゾーストの隣邦フライグラーフシャフト・リューデンベルク (Rüdenberg) では、リューデンベルクの貴族がグラーフの名でみずからフライゲリヒトを主宰していた。フライグラーフが新たに裁判長として職に就くのは、1282年になってからであった⁽³⁾。

じつは、ヘームベルクを待つまでもなかった。1222年ケルン大司教エンゲルベルトがアッテンドルフ市に与えた特権状に、市民は市外の「フライゲリヒトと称ばれる裁判所に (in iudicium quod frydinck dicitur)」召喚されることはないとあり (ただし15世紀の写本による)、また1227年アーンスベルク伯ゴットフリートによる修道院クラールホルトへの土地譲渡の証書証人欄には「フライシェッフェン (Scabini qui uulgo dicuntur Vimenoth)」の名がみえた^(3a)。

以上によってみれば、13世紀がフェーメ裁判史の始期とみて大過はない⁽⁴⁾。始期の時代は、フェーメ裁判の前身にあたる「フライゲリヒト」の時代に属している。ただし研究の上では〈die westfälischen Frei-oder Femgerichte〉と述べられるように、フライゲリヒトはフェーメ裁判史全期をとおし語られることもある。用語法が定まっているわけではない。

(2) ドルトムントについて 本稿はフェーメ (「団体」また「刑罰」の二様の意味をもつ) の始期時代を13世紀のドルトムントを中心に考える。なぜドルトムントなのか。ここに特別な思い入れがあるのではないが、2点指摘できる。

(a) ドルトムントは、ゾースト (ここにはゴエ裁判所もあった)、アーンスベルクと共にフェーメ裁判の中心となった都市であった⁽⁵⁾。後世1430年ドルトムントの市場近くにあったフライゲリヒトの (市内では唯一の) 裁判場所「ツーム・

フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

シュピーゲル (zum Spiegel)」にフライグラーフシャフト・ドルトムントのフライグラーフらが集まる裁判集会 (Freigrafenkapitel) が催された。本集会は当初ゾーストで開催されたのをドルトムントが引き継いだものだがフェーメ史上著名な出来事となった。フライグラーフの全体集会としては最初の集会たる場で、中世伝統の判決質問と判決発見の手続きをとって或る決定がなされた。なにがフェーメ (フライゲリヒト) の権限に服する (vemwrogig) のかと。それに服する事件として定められたのは、こうだ。盗み・謀殺・謀叛^{ちほん}・キリスト教信仰および教会の冒瀆・死体略取 (reroiff)・産婦略奪 (kramschynnen)・婦女陵辱 (nottogh)・街道上の略奪の他、フェーメ裁判を漏洩すること、使者を襲撃すること、など⁽⁶⁾。

アーヘン、ゴルラルなどと同様王宮都市 (Pfalzstadt) として出発したドルトムント (聖界世界ではケルン大司教区に所属) は、都市君主ケルン大司教下にあったゾースト、アーンズベルクとは違ってヴェストファーレン唯一の帝国都市であり、都市生成期にはシュタウフェン王権の保護を受けた。ドルトムントがフェーメ史において特記に値する地位を占めたのは、少なからず同市のそうしたありようと無関係ではなかったであろう。他方で、都市は都市裁判、およびフェーメ裁判をめぐってグラーフ・フォン・ドルトムントと勢力を競わねばならぬ事情にあったこともまた、事実であった。

(b) ドルトムントについてはリューベル編『ドルトムント証書集』(以下『証書集』)⁽⁷⁾・法史料⁽⁸⁾があり研究も少なくない。これがここを選んだ理由である。とはいえ、利用しえぬ文献もあり、本稿は当面のところ一報告に止まる。

(3) ドルトムント・フェーメをめぐる研究 フェーメの研究はコップ (Kopp, Carl Philipp)⁽⁹⁾ から最近時のエックハルト (Eckhardt, Wilhelm A.)⁽¹⁰⁾ に到るまで連綿と続けられてきている。もちろん、ヴェストファーレンをとりあげた論稿もある⁽¹¹⁾。こうした中で、とくにドルトムント・フェーメに目を向けた研究の事情は、どうであろうか。

単行のモノグラフィとしては管見では、古くはティエルシュ (Thiersch, Bernhard) の研究⁽¹²⁾、20世紀に入りマイニングハウス (Meininghaus, August)⁽¹³⁾ の論文があるにすぎない。大方の研究はドルトムント史関係著書・論文の中で一

資 料

部分としてとりあげられるもの。すでにティエルシュ⁽¹⁴⁾やマイニングハウス⁽¹⁵⁾がそうであった。他に19世紀にフレンスドルフ (Frensdorff, Ferdinand)⁽¹⁶⁾の、20世紀初葉以降ベーデカー (Baedeker, P.)⁽¹⁷⁾、ディカーホフ (Dyckerhoff, Ernst S.)⁽¹⁸⁾、ルイーゼ・フォン・ヴィンターフェルト (Luise von Winterfeld)⁽¹⁹⁾の研究があった。

大戦後は、ゾルバハ (Sollbach, Gerhard E.)の長文の論稿 (1976)⁽²⁰⁾が重要である。なお、フェーメ研究一般の中でドルトムント・フェーメに比較的真を割いているのは、ここでもやはりリンドナー (Lindner, Theodor)——彼の『フェーメ』(1888 [再版1896])は、いまなおフェーメ研究史上画期的な業績との評価を受けている——であった⁽²¹⁾。

ドルトムント通史の中でとりあげられるフェーメについては一例に、古クリューベル (Rübel, Karl)の論稿⁽²²⁾がある。ルイーゼ・フォン・ヴィンターフェルト⁽²³⁾の概論、ドルトムント文書館編⁽²⁴⁾の概説も参照できる。参考までに、ヴェストファーレン通史の中でフェーメに詳細な叙述をあてているのは、シュメットラー (Schmettler, Otto)⁽²⁵⁾である。他に、ロテルト (Rothert, Hermann)⁽²⁶⁾、コール (Kohl, Wilhelm)⁽²⁷⁾などの通史が関係する。

以上いずれも、筆者にとって裨益する研究だが、他方、とくにフェーメ裁判初期史については立ち入るところは少ない。この点を、フェーメ研究史の上から多少敷衍すれば、こうである。とりわけフランクフルト (マイン)⁽²⁸⁾をはじめ、スイス、ティロール、シュタイアマルク⁽²⁹⁾などに到るドイツの都市・領邦におけるフェーメ裁判史をみるに、フェーメの進出から身を守るといった防御の問題が、概括的には、フェーメ研究史の中心的地位を占めていた。研究上のこの姿勢には、理由があった。防御の問題は歴史上現実の問題として浮上していたからである。これが浮上するのは、とりわけ南ドイツにおいては、都市・領邦の勢力が強固であり、フェーメの進出に抵抗できたことによる。

以上にたいしドルトムントをみるに、抵抗の問題はもろんなくはない。他方、フェーメ裁判の育成・活用の側面もまた出現している。この点は、或る意味特徴的なところである。とはいえ、ドルトムント・フェーメ初期史にあっても上記のように抵抗の側面はある。そうなると、これら両側面が初期史においてどう関係

フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

するのか、が問われてこよう。

(4) 問題関心と問題提起 筆者は元来ハンス・ヒルシュの研究⁽³⁰⁾をとおりフェーメ裁判に関心を懐き、リンドナー『フェーメ』(再版1896年)「序説」を反訳紹介する中で若干の考察を加えたりしてきた⁽³¹⁾。ただ、問題をさらに追究することができないでいた。しかしいつまでもこの状態のままではいかず、そこで先ずは当面の一報告としてであれフェーメの問題をさらに考察したくおもった。ドルトムントとフライゲリヒトをめぐる問題をてがかりにして。

フライゲリヒトの裁判長にはフライグラーフが就いた。(a) フライグラーフは、(b) グラーフ・フォン・ドルトムントあるいは下僚のユーデックス(「ドルトムント・グラーフシャフトの裁判長」と、また(c) ドルトムント市および「市裁判長」と関わる中で出現し活動をみせ始め、やがてフライゲリヒトを裁判長として主宰する。こうした見通しの下に、史料にはとくに13世紀の、しかも後期の証書をみる。ここに、フェーメ初期史を考えるてがかりがあるから。

(5) 作業の手順 そのために、1つひとつの証書を丁寧に読み進め、そうする中で、筆者の考えを示していきたい。本稿は上記のとおり13世紀後期を中心とするが、この時代に直ちに移る前に、13世紀中葉前後に到るまでのドルトムントに触れておくのが望ましい。むろん、本格的な叙述は本稿の意図するところではないので、文字どおり一斑に止まる。

2 13世紀前期までのドルトムント史一斑—グラーフと都市

2-1 ドルトムントの「ケーニヒスホーフ」とグラーフ・フォン・ドルトムント

(1) ドルトムント史の発端とは——ケーニヒスホーフ 「ドルトムントは、国王の所有権(Eigentum)」の下にあった⁽³²⁾。シュマーレ(Schmale, Franz-Josef)のこの言葉がドルトムント史の発端を指し示している。具体的にいえば、国王の所有権は、ドルトムントのケーニヒスホーフ(Königshof [国王荘園])の上に広がり、かつこれを耕作する者の上に及んだ。研究史上ケーニヒスホーフは、ケーニヒスグート(Königsgut [国王領])・ライヒスホーフ(Reichshof [帝国荘園])

資 料

とも称ばれ、史料の言葉では „curia nostra“ (1193), „curia nostra et imperii“ (1218), „curia regalis“ (1376) とあり、またドルトムントを付し „curtis sacri imperii regalis in Tremonia“ (1358), „curtis imperii prope Tremoniam“ (1317), „unser und des reichs hoff zu Dorpmunde“ (1382) などとある⁽³³⁾。こうして国王の所有権とは国王の土地所有に基づく支配権であったが、他方でケーニヒスホーフは、王宮所在地・国王滞在地・食糧供給地であったと共に、軍事的な(守備隊地として)、また財政上政治上の(質入れ地として)、さらに宗教的文化的な(修道院等への寄進地として)意義をもっていた。

ドルトムント市のいわば前史を占めるケーニヒスホーフについては、リュエベルの所領史研究⁽³⁴⁾が有名。彼の同時代ドルトムント史研究のもう一方の代表者マイニングハウスは、主としてグラーフ・フォン・ドルトムント(以下ではドルトムント伯と略記)や、グラーフシャフト・ドルトムント(ドルトムント伯領と略記)の問題に精力を傾けた⁽³⁵⁾。もちろん本稿はケーニヒスホーフを詳述するところではないので、それについてはごく輪郭のみを述べるに止める。

フランク・カーロリンガーの王領に源をもつといわれるケーニヒスホーフのありようが徐々にわかってくるのは主に13-14世紀になってである。この時代ケーニヒスホーフ群は4箇所からなっていた。エルメンホルスト(Elmenhorst)・ヴェストホーフェン(Westhofen)・ブラッケル(Brackel)、それにドルトムントである。4群全体の中心を占めたのが、後の都市ドルトムントの領域であった⁽³⁶⁾。この意味でケーニヒスホーフは、都市史を構成する地位にあった。ケーニヒスホーフの保有民(「帝国民(Reichsleute)」と称ばれた)は市民と共に都市住民の一部になるという意味でも、他方、国王は財政難の理由から、ケーニヒスホーフを度度質入れした。例えば1248年ヴィルヘルム・フォン・ホラントが、また1292年アドルフ・フォン・ナツソウが各ケルン大司教へ、1300年アルブレヒト一世がマルク伯へ、と⁽³⁷⁾。ケルン大司教・マルク伯といった有力者に質入れが起きるときは、都市の自立にとって好ましからぬ影響が出てくる。

さて4箇所のケーニヒスホーフのうち最も規模が大きく、かつ中心的地位を占めていたのはドルトムントである。研究史上「ドルトムント・ケーニヒスホーフ

フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

(Dortmunder Königshof)」と称ばれる⁽³⁸⁾。他の3箇所がこれを取り囲んでいた。皮肉なことに、まさにこのドルトムント・ケーニヒスホーフの実態が研究史上最も判らないのである⁽³⁹⁾。ただ、その場所について、次のように指摘されている。ドルトムント北市門(ブルクトーア)(ミュンスター市に通じる)の北(つまり市壁の外)から、市壁の外側に沿って、西方の西門(ヴェステントーア)に到るまでの間に広がっていた、と⁽⁴⁰⁾。しかも、この間にフライゲリヒトの裁判集会場場所があった。場所を特定することは難しいが、ただその名は「フライシュトゥール・アウフ・デム・ケーニヒスホーフ・フォア・ドルトムント」と称した。これは1330年頃初めて存在が確認される。1360年8月16日の証書によればフライグラーフ・ヨハネス(Johannes de Bocholte)主宰で裁判集会(6人のフライシェッフェンが在席)が開かれ、或る土地の売買がとりあげられたのはこの裁判場所であった。集会場所はラテン語では „libera sedes in loco dicto up dem koningeshove juxta civitatem Tremoniensem sita“と称された⁽⁴¹⁾。

ケーニヒスホーフなかんずく「ドルトムント・ケーニヒスホーフ」については以上に止める。ただ1点マイニングハウスの所論を紹介しておきたい。彼は上記「フライシュトゥール・アウフ・デム・ケーニヒスホーフ」における裁判諸例をとりあげる中で(i)「フライゲリヒトの時代」と(ii)「フェーメの時代」を別け、このうち(ii)の最初を1418年(10月17日)の裁判事例にみていた。有罪判決をかつて被った或るフライシェッフェについて彼の復権がとりあげられていた⁽⁴²⁾。では、(i)(ii)を別ける契機とはなんだろうか。関心のあるこの問題については、残念ながら指摘がない。

帝国所領「ケーニヒスホーフ」の住民(保有民)は「帝国民(Reichsleute)」(liberi imperii)⁽⁴³⁾と称された。では、こうした「帝国の自由民」とその保有地との管理にあたる者は、だれなのだろうか。これについては13世紀中葉前後の証書からは判らない。それらしき人物がようやく姿を現わすのは、同世紀末から14世紀初葉にかけて⁽⁴⁴⁾。「シュルトハイス(sculthetus)」⁽⁴⁵⁾である。1298年国王アルブレヒトのケルン大司教への譲渡(言い換えれば質入れ)物件の1つにこうみえる。 „officium villicationis seu scultetatus oppidi nostri Tremoniensis et custodiam

資 料

iudeorum ibidem, necnon curtes Westhouen, Elmenhorst et Brakele cum eorum redditibus…“と⁽⁴⁶⁾。また1308年ドイツ国王の座を狙うルクセンブルク伯ハインリヒがケルン大司教に譲渡する所領等の1つは次のとおり。 „necnon curtes Westhouen et Elmenhorst, cum scultetatus officio et judeis Tremoniensibus, jurisdictionibus et redditibus…specialiter et curtem Brakele ex antiqua donatione imperatorum Romanorum…“⁽⁴⁷⁾ いずれにおいても、ヴェストホーフエンなどのケーニヒスホーフが管理人職 (officium villicationis seu scultetatus) 共——これは、むしろ必要なことであったが——譲渡 (質入れ) された。

管理人職は、ではどう選任されるのか。一見、ドルトムント伯が選び下僚として据えたとみられるようだが、しかしそうではない。おそらく、国王が直接選任するのであろう⁽⁴⁸⁾。管理人職が質入れの対象となっているからだ。おそらく、伯とは独立して、国王が直接任命するものとおもわれる。管理人、管理人職の周囲に、伯の姿がみえないからだ。

(2) グラーフ・フォン・ドルトムント——その人物 「ドルトムント伯」の名が証書に初めてみえるのは1189年ケルン大司教フィリップ (フォン・ハインスベルク) の証書証人欄に「ドルトムントのグラーフ・アルベルトゥス (Albertus comes Tremoniensis)」とある人物⁽⁴⁹⁾。証人欄には7人の伯 (comes) に続き非・伯身分の者 (Henricus de Vüre から Herbordus de Svanesbule に到る) 10人の名がみえ最後尾にポツンと「アルベルトゥス伯」がいた。ここで疑問が浮かぶ。

(a) なぜ7人の伯に彼は続かぬのか。証書記録者には、彼が7人の伯に繋がる人物ではなくむしろHeinricus de Vüreに続く者であることが判っていたのかも知れぬ。そしてこのことは、研究史上彼がミニステリアーレン家系の者と捉えられている⁽⁵⁰⁾ ことと無関係ではなかろう。彼は〈伯家〉を名乗る家柄——自生的な貴族家門 (Dynast) ——に属してはいない。「伯」は「伯」でも「役人」としての「伯」であった^(50a)。(b) 「アルベルトゥス伯」は1189年以後名をみせない。なぜかは不明。(c) じつは11年前の1178年ミュンスター司教ヘルマンが発給した証書の証人欄に「俗人ヘル (laici nobiles)」の1人に „Heribordus de Tremonia“ (「ドルトムントのヘルボルドゥス」) が「聖職者」・「自由民」・「ミニステリアー

フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

レン」と共にいた⁽⁵¹⁾。„Heribordus“とは〈Herbordus〉を指している。とにかく彼は「家人」でなく「貴族」身分にあった。では、彼と「アルベルトゥス」とはどんな関係にあったのか。不明である⁽⁵²⁾。

われわれが家系としてドルトムント伯にはっきり出会うのは13世紀に入って冒頭1200年のこと。この年リーフランド (Livland) 司教に任ぜられたアルベルトゥス・フォン・ブレーメン (カノニクス) が任地に赴くときドルトムント伯コンラート (一世) が随行者の中に (cum comite Conrado de Tremonia) いた^(52a)。これが最初だ。その14年後彼はヨーロッパ史に名を刻む——いわゆる、かのフランドル、ブーヴィーヌ (Bouvines) の会戦である。1214年2月27日 (当日は日曜日) フィリップ・オーギュストとの決戦の場に、イングランド王ジョンに呼応した皇帝オットー四世は選りすぐったてだれの戦士をおくりこむ。その1人に彼がいた。が、捕虜となりパリにおくられる⁽⁵³⁾。なお会戦では、フィリップ王が勝利を収めジョン王は後日貴族らの抵抗に遭い、これがマグナカルタ発布の発端となる。ドイツでは、皇帝の敗走によって対立王フリードリヒ二世が勝利者となる。同国王とドルトムント市は1220年に浅からぬ縁を取り結ぶ (後述)。

以上は、戦士としてのドルトムント (一世) 伯をめぐるエピソードである。もう1つドイツ国内における、騎士としての挿話を紹介したい。1225年11月7日 (金曜日) ケルン大司教エンゲルベルト (フォン・バルク) は、ゾーストにおける集会に列席。帰途ハーゲンとシュヴェルムの間ゲーフェルスバルク (Gevensberg) で殺害される。甥イーゼンバルク (Isenberg) 伯フリードリヒの手の者によって。帝国代官でもあったケルンの大司教が親族によって殺される、衝撃の事件であった。大司教に随行していたドルトムント伯は——しかも、同伯だけが——殺害現場 (後に巡礼地となる) において身を呈し大司教を護ったが、結局助けられなかった⁽⁵⁴⁾。ドルトムント伯自身、眉間と両肩を負傷した。

これら2つのエピソードは年代記の記録によっているが、むろんこの間コンラート伯は証書証人欄に名をみせた。ブーヴィーヌ決戦の4年後1218年 (6月20日 [フリードバルクか]) 国王フリードリヒ二世がかつて父王ハインリヒ六世のおこなったドルトムント・カタリーナ修道院教会への寄進を確認した場に、証人の1

資 料

人として連なっていた⁽⁵⁵⁾。また、ケルン大司教殺害の首謀者イーゼンベルク（現在ハッティンゲン [Hattingen]）の伯フリードリヒ（犯行後ケルンで処刑され、持ち城は破壊された）⁽⁵⁶⁾とは一時肩を並べ、証人の席にあった（1219年および1224年 [9月4日]）⁽⁵⁷⁾。

父の死（1230年頃）で伯を継いだコンラート（二世）には、1233年ドルトムント・カタリーナ修道院への土地売却についてケルン大司教ハインリヒによる確認の場（ゾースト）に列席した事例⁽⁵⁸⁾がある。また相続人のいない財産をめぐってドルトムント市と争い、これを仲裁に委ねた事例（後述）などが知られる。1241年以降については次節をみられたい。

(3) 「グラーフシャフト・ドルトムント」とグラーフ・フォン・ドルトムントの権力 [1] ところでコンラート父子伯の親族はすべて伯と称されたのか。そうではない。コンラート（二世）伯（1250年頃没）の2人の兄弟（ヘルボルドゥス、フレデリクス）は伯と称されていない⁽⁵⁹⁾。その息ヘルボルドゥス（Herbordus）は伯だが兄弟のコンラート（1242年ドイツ騎士団騎士としてプロイセンで戦没）⁽⁶⁰⁾ およびヘルマン（後述）は、そうではない。なぜか。「ドルトムント伯領」を相続しなかったから。これは以下、伯領の相続をめぐる争いの事例——しかも、対立王時代最中の——から判る。

ドルトムント伯位はコンラート（二世）から息ヘルボルドゥス、孫コンラート（三世）へと順調に継承され、この間1314年12月4日（ケルン）新封主となった国王ルートヴィヒ（デア・バイエル）は伯領をコンラート（三世）伯（Conradus comes de Tremonia）に授封。「各人には各人のものが配分されるよう望む（nos volentes tribuere unicuique, quod est suum）」と。誠実宣誓と引き換えに（recepto prius ab ipso super hoc fidelitatis et homagii debito sacramento）⁽⁶¹⁾である。が、まもなく暗雲がこめる。コンラート伯が1316年世継ぎなく没する。早速相続争いとなる（dissensio sit suborta）⁽⁶²⁾。その渦中8月11日（エスリンゲン）フリードリヒ（デア・シェーネ）は、空位の伯領をケルン大司教ハインリヒに授封する——「コンラート・ドルトムント（三世）伯が朕と神聖ローマ帝国から封として（in feodo）保有してきたドルトムント伯領」を⁽⁶³⁾。他方、ヘルボルドゥスの兄

フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

弟ヘルマン・フォン・リンデンホルスト (Lindenhorst) は国王ルートヴィヒに願ひ出る——ドルトムント市内外に所在する帝国の封と封土 (de feodis et bonis feodalibus) を息コンラートに与えてくれるように、と。国王は8月13日 (アウクスブルク) 付け証書でこれに応じる⁽⁶⁴⁾。ところでヘルマンは、ここでどう称ばれていたか。「貴殿 (tu)」であり「貴殿伯」ではない。授封の対象になっていたのは「貴殿と貴殿の祖先とがローマ帝国から保有してきた」様様の封と封土 (上記) であった。ここで、彼が伯と称ばれていないことと「ドルトムント伯領」の言葉がみだされえないことは、無関係とはいえないであろう。上記コンラート (三世) の伯領授受の事例 (1314年) に徴して。以上を要するに、ドルトムント伯が伯でありえるのは、伯領を封として保有していることに基づいていた。

なおドイツ国内の事情を反映してか、ヘルマンの息コンラートは容易に伯とは称ばれぬ。ヘルマン、コンラート父子みずからが発給した証書 (1319年) ですら父子を伯とは称ばぬ⁽⁶⁵⁾。コンラートがようやく「伯コンラート (四世)」として世に出るのは、われわれが知るかぎり彼自身の発給する証書 (1320年11月5日)⁽⁶⁶⁾ においてであった。本証書において伯は、「ドルトムント伯領 (grascap to Dorpmunde)」の半分 (half) をドルトムント市に譲渡することを告げる。

[2] ドルムント伯は伯としていかなる権利をもっていた (つまり伯領にいかなる権限が帰属していた) のか。13世紀中葉前後の証書からはデータが得難い。そこで多少時代を下らせ上記ヘルマン、コンラート父子が発給した証書 (1319年) をみよう。父子はドルトムント市に約束する。「市壁の内であれ外であれ父子が伯領内にもつ全権利 (omne ius…in comitia Tremoniensi infra muros et extra)」⁽⁶⁷⁾ は第三者に譲渡せぬ、と。つまり、譲渡するときは都市に譲渡する、と暗に語る。ここにみえる、父子が「伯領内にもつ全権利」(ここに、個々の権利が括られている) が、当面の問題となる。

(i) ただ、これに移る前に2点指摘しておきたい。(a) 伯領と都市の地勢上の関係——伯領は都市の市壁の内および外に展開していた。つまり都市を含んでいた⁽⁶⁸⁾。都市の中に伯の所領もあった⁽⁶⁹⁾。(b) 「ドルトムント伯領」の言葉——上記に „comitia Tremoniensi“ とあったもの。関係の言葉が証書に現われるのは

比較的遅い。母国語では „die grascap ende die alinghe herscap van Dorpmunde“ (1300/1320)・„graschap van Dorpmunde“ (1319)⁽⁷⁰⁾とありラテン語では他に „comitatus Tremonie“ (1314)⁽⁷¹⁾とあった。「伯領」の言葉が現われるのは、通例相続争いのような差し迫った事情からくる。相続問題には、都市も無関心でいらなかった。地勢上も。1319年の事例によれば、伯領の相続をめぐる係争が仲裁に委ねられたが、仲裁人(騎士とその従士の2名)による決定は、市参事会に向け発せられていた⁽⁷²⁾。

(ii) さて伯が、帝国レーエンとして(in feodo)保有(しかも世襲保有)する伯領において有する権利の問題である。ここでは、本稿の主題に即し裁判権を中心にみたい。そして既述対立王フリードリヒの、ケルン大司教に宛てた伯領譲渡証書(1316年8月11日[エスリンゲン])⁽⁷³⁾をとりあげる。ここに、譲渡の対象になっている「封(bona feodalia)」が、こう数え上げられていた。„comitatum Tremoniensem ac iudicium, quod dicitur Vreygraschaf, necnon iudicium seu jurisdictionem temporalem, monetam, theloneum et fermentum, ac bona alis feodalia quecumque in opido Tremoniensi, Coloniensis dyocesis, et alibi sita“と。これによれば「封」は市内にも、市外の伯領内にも(in opido Tremoniensi et alibi sita)あった。「裁判権」以外に封として語られているのは「貨幣鑄造権」・「関税徴収権」・「醸造権」の3権利(すなわちレガーリエン)である。伯が都市を含む伯領内にもつこれらの権利は、いうまでもなく都市自身関心をもつものである。市民勢力の発展と共に関心はさらに強くなる。1320年(2月27日[フランクフルト])ルートヴィヒ・デア・バイエル帝はドルトムント伯領の相続をめぐる係争に決着がつく(dissensione iustitia vel amore concordati)までの間、伯領を都市に委ねる旨を都市側に伝えた⁽⁷⁴⁾。これは、都市の利害関心に応じた措置といえる。

そして利害関心の的ということでは、まさに「裁判権」はその中心に位置する。上記の文言には、様々な裁判権が俎上に載っている(ただし教会裁判権は除いて)。

(a) „comitatum Tremoniensem“・(b) „iudicium, quod dicitur Vreygraschaf“・(c) „iudicium seu jurisdictionem temporalem“である。比較的その内容がよくわかるのは(b)であり本稿の問題にも関わる「フライグラーフシャフトの裁判」。では

フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

(a) は、なにか。これを、マイニングハウスは伯のもつ「高級裁判権」とみた。最後に (c) が判り難い。伯の領主裁判権（土地支配権に基づく裁判権）か。伯領を示す言葉に „die grascap ende die alinghe herscap van Dorpmunde“（既述）があった。この中の „die alinghe herscap“は文字どおり「ドルトムント（伯領）の全支配権」を指すが、これが伯領における伯の領主裁判権にあたるのかも知れぬ。ということは、(c) には「都市裁判権」が含まれているとみてよいのではないか。元来都市君主（国王、そしてドルトムント伯）の裁判所であった「都市裁判所」（例えばゾースト市では、ケルン大司教のフォークトが主宰する裁判所）が都市に握られる——伯と共同とかでなく、都市ひとりが裁判長を選任する権利をもつというように——に到るまでは。

上記の文章にあった諸裁判権を一応このように別けてみたが、それらは絡みあって、全体として伯領における裁判権力のありようを語っていた。そして、ここ（1316年）に到る経緯を考えようとするのが、次節以下なのである。

2-2 ドルトムントの都市への生成をめぐって

(1) 1220年の特権状とドルトムント大火 以下で、ドルトムント市の生成史にふれたい。むろん、本稿の趣意からみてここではそれを正面からとりあげることはできない。ただ、後述でドルトムントの「市裁判長 (Stadttrichter)」を考察するため当然同市の成立は、その点の前提になる。こうしたかぎられた意味で生成史にふれる。ドルトムント市の生成期はシュタウフェン王朝時代（コンラート三世登極からコンラート四世没まで [1138-1254]）に属していた。なおこの時代の同市をめぐる研究にライマン (Reimann, Norbert)⁽⁷⁵⁾、シルプ (Schilp, Thomas)⁽⁷⁶⁾ のモノグラフィがある。

1220年5月1日フランクフルト（マイン）において国王フリードリヒ二世は、ドルトムントに向け一特権状を發した——こう書くと、次のようにおもうかも知れない。特権状のオリジナル文書がドルトムントの文書館に所蔵されていてこれが『証書集』に収録され、われわれはそれを読んでいる、と。じつはそうではない。というのは、特権状の原本はたしかにドルトムント——そして、ここにのみ

資 料

——に伝わっていたが、1232年に発生し（日時は不明）同市を広範囲に焼き尽くした夜間大火（nocturno incendio）⁽⁷⁷⁾によって、文書庫の入った建物共^{ごと}焼失してしまった⁽⁷⁸⁾からである。

かくして1220年特権状はオリジナルとして伝わっていない。では国王が1220年に特権状を発したことをどうしてわれわれは知りうるのか。それは大火から4年後1236年（5月 [コブレンツ]）ドルトムント市民（cives Tremonienses）の求めに応じフリードリヒ二世（このとき皇帝）が発給した特権状⁽⁷⁹⁾からである。ここに1220年特権状が収められていた。

この経緯は、次のとおり。1220年の特権状には、写しが作られていた。ではだれが写しを作り、これがどこに保管されていたのか。1236年特権状の前書にこうみえる。「その（特権状の）写しが、彼ら（ドルトムント市民）のところに残っていた（transcriptum ipsius…remanserat apud eos）」と。写しは市民が作り市民が保管していて類焼を免れた、ということであろう。とにかく、市民は写しをコブレンツにあった皇帝のもとに差し出したものとみられる⁽⁸⁰⁾。そこで皇帝は特権状（1236年）の中に、写しに基づき1220年特権状を差し込んだ。このようにして1220年特権状が再現された。これは、われわれが現在目にしうる市最初の特権状であり⁽⁸¹⁾、商人法であると共に、都市法ともなっている。

(2) ドルトムントの「都市」への成長 われわれは『証書集』所掲証書にみえる言葉をてがかりに、ドルトムントの都市への生成の過程をいくらかたどりうる。大火の発生で文書が失われ1232年以前の情報はかぎられているにせよ。

[1] 1220年特権状（内容は後述）をみるに、ドルトムントについて「市民（ipsi cives）」・「市民の全体（universitas…civium）」・「朕の都市（extra civitatem nostram）」といった表記がみえる。少なくとも『証書集』を通覧するかぎりドルトムントの「市民」・「市民の全体」・「都市」の言葉が出現するのは、本特権状にあるのがほぼ最初の事例であった。

じつは1236年の皇帝特権状の4年前1232年9月30日（シュバイア）ドイツ王ハインリヒ（七世）（フリードリヒ二世のドイツにおける代理人）はすでに1つの特権状⁽⁸²⁾を発していた。火災に遭遇したドルトムント市に第二の「自由市場

フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

(*nundinas liberales*)」——外来者のなんびとであれ来訪しうる——の開設が認められた。市場はミカエル祭日(9月29日)から二週間連続で設けうる。従来の市場も認められ(*cum prioribus tali, sicut consuetum est*)年2回の大市(年市)が開催される。これにより商人が来訪し易くなる。同市の商業市たる地位が強まる。本特権状(1232年)に初めて「帝国都市」の名(*civitati nostre Tremoniensi imperiali*)がみえた。1236年特権状にあった「市民(*cives*)」は、ドルトムントのライバル市ゾースト(1231年)にもみえ、証書証人欄に「市民」の言葉がある。「市参事会長(*magister consulum*)」(市長のことか)の言葉もある⁽⁸³⁾。ドルトムントでも1230年の「市参事会員」18人の名を記した名簿が伝わっている⁽⁸⁴⁾。

[2] 1220年(ないし1236年)に到るまでのドルトムントはどう称ばれていたか。当初は „in loco Trutmenni nuncupato“ (927) のようにたんに「土地(*locus*)」とあった⁽⁸⁵⁾。また „factum est imperiale colloquium in oppido, quod dicitur Trutmanna“ (979)⁽⁸⁶⁾ のように „oppidum“ (「王館・「王城」)とみえ、さらに „duas vero ex curte, que dicta est Trutmanna“ (1059) のように「ケーニヒスホーフ」とも称ばれた⁽⁸⁷⁾。名前のみで „Actum in Throtmannia“ (948) ・ „in Trotmunde“ (1115) とも述べられていた⁽⁸⁸⁾。これらには「都市」をおもわせるものは、ほとんど窺いえない。

12世紀中葉ともなると、事情は違ってくる。1152年4月国王フリードリヒ一世は帝国会議を開いた。関係の証書(1153年6月14日[ヴォルムス])⁽⁸⁹⁾に開催場所は「ドルトムント・ブルグスで(*in burgo Tremonia*)」とあった。証書書き手が „burgus“ にいかなる意味を込めていたのかは判らない。なお、ヴォルムスについては „urbe Wormatia“ と書いていた。ニーマイアーは本証書を一例証に „burgus“ を「城壁で防備を施された都市」⁽⁹⁰⁾とみた。「城市」・「王宮市」か。ライマンによれば „burgus“ には、外形的形態の点であれ、法的発展の上であれ都市の諸標識が備わっていたという⁽⁹¹⁾。ということは、以後たんに „apud Tremoniam“ (1190) や „extra Tremoniam degentium“ (1218)⁽⁹²⁾ とあるときドルトムント („Tremonia“) は「都市」とみられていることになる。なお比較のためにいとうとシュトラースブルクは同時代(1184年) „apud civitatem Argentinensem“⁽⁹³⁾ と

すでに「市 (civitas)」名をもって称ばれていた。

ともあれ「城壁」が都市形態生成への有力な契機となったとみえる。„*terram curie nostre et imperii in oppido Tremonie adiacentem*“ (1218)⁽⁹⁴⁾にある „*oppidum*“も「城壁で囲まれた都市」と解される。後代(1230-1240)の証書⁽⁹⁵⁾では „*burgenses Tremonienses*“ と „*iudex suus infra oppidum Tremoniense*“ とが併記されていたのに注目。「市壁」のもつ重要さは „*(omnia bona) iacentia intra muros Tremonienses et extra muros in campo Tremonie*“ (1253)⁽⁹⁶⁾にある「市壁の内と外」にはっきり表現された。ところで、ここで3点指摘したい。(a) „*Tremonia*“ について——この言葉は上記1153年の証書に初めて出現し以後ドルトムントはラテン語では専らこの言葉で称ばれるに到る(ライマン)⁽⁹⁷⁾。このことは、都市化以後のドルトムントと関係があろうか。(b) „*burgenses*“ について——これを „*eo iure vivere et ipsa legitima habere per omnia, que Trotmannici habent*“ (962) (「ドルトムント住民は正しい法によって生活する」)⁽⁹⁸⁾と比較したい。ドルトムントの「住民」は「市民」に推移している。(c) „*in campo Tremonie*“ について—— „*campus*“ は „*in pago Westfalon*“^(98a)にみる „*pagus*“ の下部地域単位のようながドルトムントのグラーフシャフト(伯領)を指すようにもおもわれる。いずれにせよ „*terram curie nostre Tremonie adiacentem, que vulgariter Konigescamp nuncupatur*“ (1188/1193)^(98b)といった文言にみるように、ドルトムント「市」が姿をみせた後でも、「市」とケーニヒスホーフとの繋がり、依然続いていた。都市は荘園と共に、質入れの対象になった。

とにかく遅くとも1188年から1218/1220年の間に、ドルトムントは *locus, oppidum, curtis* から防備壁をもつ *oppidum* を経て *burgus, civitas* へと成長したのではないか。フリッケはドルトムント市の建立をミュンスター、ゾースト、パーダーボルンと共に「1180年以前」にみたが⁽⁹⁹⁾、上述と一部一致するところがある。とにかく、ドルトムントの都市への成長は大略、シュタウフェン家皇帝・国王時代(1138-1254)の前半期に、しかもその末期時代に属した。

(3) 1220年特権状の内容および都市へ成長の契機 [1] ただここで1つの問題がある。じつは1220年特権状はそれ自体コンラート三世王、フリードリヒ一世

フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

帝の特権状（いずれも現在に伝わっていない）を更新し確認していた⁽¹⁰⁰⁾。シルプによれば、フリードリヒの特権状はコンラートのそれを確認するものであり、これは1152年または1154年（同帝のドルトムント訪問年）に起きた⁽¹⁰¹⁾。そこで1つの問題とは、こうである。もし、コンラートの（あるいは、フリードリヒの）特権状に、ドルトムントの「市民」・「市民の全体」・「朕の都市」（1220年）の言葉がすでに出ていたら、どうなるか。少なくとも12世紀の中葉前後がドルトムントの都市生成期にあたるのではないか、という問題である。現にシュマーレは、ドルトムントの都市への成長を1152年以前つまりコンラート三世時代（1138－1152）にみていた⁽¹⁰²⁾。

この問題には立ち入る余裕はない。われわれとしては、むしろ、1236年の時点で市民が16年もの前の特権状の写しを持ち出したことに注目したい。というわけは、火災に遭遇し1220年特権状の原本が失われたのなら新たな特権状を皇帝に請えばよかったはずである。しかし、市民はそうはしなかった。かつての特権状、しかもその写しを引っ張り出してきた。なぜなのか。皇帝に向けて、特権状の「古さ」に注意を呼び覚ませようとしたからに他ならない⁽¹⁰³⁾。

[2] そこで、「古さ」の内容である。1220年特権状によれば、それは3点におよんだ。(a) 裁判籍のこと——何人が彼ら市民を、土地についてであれ、身柄についてであれ告訴すると、市民（被告）は朕の都市（ドルトムント）以外の場所の——すなわち、朕の都市の裁判長たる現任グラーフの、あるいはグラーフのユーデックス（下僚裁判長）の面前以外の場所の——裁判長の前で応答するのを強いられない⁽¹⁰⁴⁾。(b) 決闘のこと——市民が商品を携え（cum mercimoniis suis）様々な土地を度々移動し商談に従事する（negotiationes exercere）とき、邪悪なる者らによる不正行為に煩わせられることがないよう、市民には次の法が授けられる。ローマ帝国の街道を通行する中で不当な事由によって（裁判上）決闘を求められることはない、と⁽¹⁰⁵⁾。（訴訟の）立証においては市民の古き法が護られ、これが侵されぬのが、より良きことだからである。(c) 関税のこと——市民は海路・陸路を商業の（cum negotiationibus suis）必要のため通行するさい、関税であれ他の不当なる（通行料などの）税であれ、あらゆる負担から、帝国の全

域にわたって免除される⁽¹⁰⁶⁾。

ドルトムント市民が取得した特権は、多少具体的にいえば、通行の安全・保護 (Geleit) を受けること⁽¹⁰⁷⁾ (一例に、都市 [A] の市民が都市 [B] の市民を訴えるとき安全に相手側の都市にまで通行できる訴訟上の安全・保護がある)、また決闘裁判といった「訴訟の危険」を免れること、そして不当な関税・通行料を課せられぬこと、であった。このうち、通行の安全は、周知のとおり多様な意味を含んでいる。裁判の問題では、例えば、ドルトムントの市民が他の都市の市民を訴える、または訴えられるとき、安全に相手側の都市内、また自市内にたどりつけるよう、通行状を求める権利である。

ドルトムント市民に授与された3つの特権のうち、本稿の問題に直接関係するのは、(a) 裁判籍特権である。これは、ドルトムントの他にも同時代、例えば1180年代シュパイア (1182) やリューベック (1188) を始めデュイスブルク (1213)、シュトラースブルク (1219)、ニュルンベルク (1219)、ヴォルムス (1220) らに授与され、また確認されていた⁽¹⁰⁸⁾。

ともあれ、裁判籍特権をめぐる法が成り立つには「都市裁判所 (Stadtgericht)」が設けられているのが前提となる。ドルトムントにあって都市裁判所 (ゾーストなどではフォークト裁判所)⁽¹⁰⁹⁾ の裁判主宰者は、都市君主たる国王 (なおゾーストのフォークト裁判所では、ケルン大司教) である。ただ、実際には代理者つまりドルトムント伯をして裁判の主宰にあたらせる。伯自身が裁判を主宰し、かつ裁判長に就く事例はむしろある。伯が下僚に裁判長の職を委ねるのも少なくない。裁判籍特権の法によれば、何人も市民を都市裁判所においてのみ訴えを起し、被告となった市民は都市裁判所においてのみ応答しうる。ともあれ、裁判籍特権の法の成立によって、一般に「市民団体」は法的人格のあるコルポラティオンとして周域のラントから自立した存在となる。この意味で、シルブがより正しく指摘するように⁽¹¹⁰⁾、裁判籍の問題はたんに遠隔商人 (下述) の利害に止まらず、新しく市民になる者の法的地位にも深く関わっていた。

ここで裁判籍の問題に関し、3点確認できる。(i) 1220年の段階では、「都市裁判所」の裁判長にはドルトムント伯またはその下僚が就くのは、自明のことと

フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

されていた。市民が裁判長職に就きうるか、否かの問題は未だ浮上していない。

(ii)「フライゲリヒト」には言及がない。(iii)外国人が当事者になる裁判(外来者法廷)——原告は、被告が裁判籍を有する法廷に、訴え出るべし、とか^(110a)——は、視野に入っていない。いずれも時代の推移をまたねばならぬ問題だ。

[3] 次に、(b) 決闘特権および (c) 関税特権に注目したい。というのは、これらの特権はドルトムントの都市成長への契機の問題にとってとりわけ看過できないから。これら両特権がなかならず「商人」に関わっていることは1220年の文言(上記)上から紛れはない。しかも、ここで対象になっている商人とは、なかならず「遠隔商人」であったのは、これまた明らかであろう。帝国の街道・海路・河川を通行し、他の都市や市場を訪問するドルトムント商人の保護が従来懸案となっていた。懸案は「特権」の授与によって決着をみた。特権は「帝国の全域を通して(per totum imperium)」認められた⁽¹¹¹⁾。或る都市(A)の市民に関税特権が与えられるとき通例は、Aは別の都市(B)において関税を徴収されることはない、にあった。例えば、オットー四世が1208年ヴォルムス市民に授与した特権状によれば、同市民は、フランクフルト、ドルトムント、ゴスラル、デュイスブルクなど8つの「場所において(in omnibus locis)」関税(zol)を免除される⁽¹¹²⁾。「帝国の全域を通して」ドルトムント商人に授与された関税特権は、特記に値する意味をもっていた。

1220年特権状の内容をこうみてくると、ドルトムントの「都市」への形成には「商人」の存在が大きく与っていたのはだれしも異論のないところだろう。1232年ドイツ王ハインリヒ(七世)がドルトムント市民の求めに応じ第二の市場を設けるのを認めたのは、都市火災の故とはいえ、それを認めざるをえぬほど商人ら外来者の往来がすでに盛んであった現実を物語ってはいないか。外来者の往来には、むろん街道の存在が看過できない。デュイスブルク、ゾーストを通るヘルヴェーク(Hellweg)は商路でもあった。これは、ドルトムントの中央を西から東へと走り抜けると共に、ドルトムント北門(ブルクトーア)から南へ行く道路と交差した。交差の場所に市場が設けられ、市庁舎が建てられた。遍歴外来の商人は一部ドルトムントに定住することがあったろう。彼らと、既住商人——帝国を股に

資 料

掛け往来し再び都市に帰還する彼らの存在は1220年特権状から浮かぶ——とは、一つとなり「市民」概念の出現に大きく寄与したとおもわれる。

2-3 ドルトムント市とグラーフ・フォン・ドルトムント——或る争いとその仲裁

[1] ここに1つの争い (dissentio) があった。1230年代のことで年月日の詳細は不明。争いの当事者は、ときのドルトムント伯コンラート (二世) と、ドルトムント市民 (burgenses Tremonienses) の二者。争いは仲裁に付された。当初訴訟のかたちをとったかも知れぬが、この点は不明である。仲裁人は2人——グラーフ・フォン・デア・マルク (マルク伯) アドルフ、およびブルクグラーフ・フォン・カイザースヴェルトのゲルナドゥスであった。エッセン (帝国女子修道院領都市) の回廊で起きた仲裁の証書⁽¹¹³⁾を発行したのは、仲裁人ではない。証書は聖職者が第三者の目で書き記した。

では、どんな争いであったのか。相続する者がおらず遺された財産の差押えをめぐるもの。市内の、被相続人が遺した家屋において (死亡被相続人の埋葬直前であろうか)、伯 (上級裁判長) の、または伯の家臣ユーデックス (下僚裁判長) の主宰による、裁判集会在が招集された。相続人が名乗り出ぬ家屋・家具の処分をめぐる。伯は、こういった類いの財産は、裁判長である者が差し押えうると主張し、市民らの立会いをえて判決質問と判決発見とによって差押えの手続きを進めようとした。ところが、これに、市民が異議を申し立てた。しかし、伯は押し通そうとした。争いは容易に片がつかず長引いた (tam diu duravit)。そこで、上記マルク伯アドルフらが仲に入り、係争は仲裁に委ねられることになった。

[2] さて仲裁裁定である。結果はこうである。相続人が不存在の場合であれ遺産は即座に差し押えることはできぬ (non statim debet obligare)。裁定は事例をいくつかに分ける。(a) 相続人が現われぬ一般財産の場合である。死亡した被相続人が (a-1) ドルトムント市民か、(a-2) 外国人 (非市民) かによって違う。(b) 路上で放浪する馬とか家畜の場合、である。

(a-1) 市民のときは、埋葬のときから数えて1ヶ月間遺産は被相続人の元の家

フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

に留めおかれる。相続人の出頭を一定期間待つためである。従って伯らは即座の差押えは許されぬ。前後関係から推察するに1ヶ月経っても相続人が出ぬときは、遺産は伯の所有に帰すのか(下述家畜の事例を参照)。(a-2) 外国人 (advena) のとき、宿屋の主人 (hospes) が一年と一日の間、手元に残された遺産の保管義務を負う。主人もまた即座の差押えはできぬ。外国人つまり客人とか外来者の遺産の保管については細心の注意が払われる。すなわち、主人が、遺産の保管(これは、或る程度長期にわたる)にあたるにつき、信用がおけぬ人物とか、能力に欠ける人物とみなされるとき、保証人 (fideiussores) が設けられ期限までこれが遺産の保管にあたる。保証人が必要かどうかは、市民らが「相談して (cum consilio)」決める。外国人が遺したものであればたとえ動産であっても、織物とか高価な商品(上記1220年特権状参照)の場合もあろう。十分な配慮が必要であった。なお、一年と一日の後相続人が出ぬときは、どうなるか。保証人に保管を委ねたときであっても宿屋の主人の所有に帰すのか、あるいは都市のものになるのか。さらにいえば、とくに商人は団体を組んで遍歴するのが通例であってみれば、こうした団体の他の成員は当該遺産にどんな権利をもつのか。ここら辺りは、よく判らない⁽¹¹⁴⁾。

(b) 馬とか家畜が路上にさまよっている (si forte errando ierit) 場合については6週間の間当面それらは放置される、ただし、教会にはこの旨が告知 (in ecclesiis pronunciari) されるべし、期限内に真の持主が名乗り出てこぬ (verus dominus animalis illius non venerit) とし伯は無主の家畜を取得しうる (sibi libere poterit usurpare)、と。本事例は、外国人の遺産としての家畜にかぎって語られているのか、または市民の遺産家畜も該当するのか、判り難い。裁定文の流れからいうと、外来者が遺した馬・家畜(これには、遍歴にさいし乗馬用に使ったものも含まれよう)が考えられるが。他方で、遺産であれなかれ、また市民、外国人いずれの財産であれ、放浪家畜一般が語られているようにも、みえる。

[3] では、相続人(もしくは持主)のいない遺産の相続をめぐる本件の争いとこの仲裁裁定の事例は、本稿の問題にとっていかなる意義をもつのか。ドルトムントの市民団体は、伯やその下僚たるユーデックスの裁判行動にたいし自己の権

資 料

利を主張し、のみならずこれを効果的に実現しえたこと、である。すでにドルトムント伯の裁判権力に伍する力をえていた、とみてよいのではないか。こうした力は、仲裁裁定の場からみえる次の2つの現象より、推測できる。

1つは (a)、都市の有力者なканずく市参事会員の存在である。本仲裁裁定の場には2群の人物が証人としていた。1つは「騎士ら」である。とくに5人の名があげられているが、もっと他の騎士らがいた (*aliis quam pluribus militibus*)。ドルトムント伯コンラートに連なる者らである。5人の中にコンラートの兄弟ヘルボルドゥスがいた。ここでは、もう1群の証人に注目したい。大勢いた市民である (*aliis quam pluribus burgensibus Tremoniensibus*)。とくに個々に名を掲げられた者は冒頭 „Thiderico de Lunen, Arnolde Clerico, Gerharde sub Salicibus“ 以下全部で16名いた。このうち10名が「市参事会員 (*consules*)」であった。このことは、同時代の市参事会員名簿⁽¹¹⁵⁾——18名——から確認できる。ということは、残りの6人も（少なくとも、このうちの幾人かは）市参事会員である確率は、低くない。

争いを仲裁に付すとの提案が伯、市民どちらの側から出たのかは判らない。もし市民側が提案したのに伯側が難色を示すようであれば、市民は伯と折衝し、彼の合意を取り付けねばならなかった。そしてもっと重要なのは、仲裁人による裁定がどのような内容になるのかは市民にとって看過しえぬことだったため、裁定の内容に関しては事前に仲裁人と交渉する必要があったこと。こうした折衝・合意・交渉の場で、市参事会員の発言は大きくものを言ったであろう。

もう1点 (b) は、「外国人 (*advena*)」の存在である。ここには、「商人」の姿が色濃く映っているのではないか。たしかに〈商人〉とはあげられていないが。いずれにせよ、外国人の遺産の相続人が名乗り出るのを一年と一日待つべし、というのは、上記でふれたが、外来者の財産（この代表格は、商品）の保全に、市民が注意を向けていた証左といえる。外来者とその動産の保護である。商業市としてのドルトムントの面目躍如たるところとおもわれる。ともあれ、結果的に、以上の内容の仲裁裁定に持ち込みえた市民団体なканずく市参事会（ということは都市自体）の勢力に、注目したい。

フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)
—13世紀ドルトムントの証書にみる—

この勢力は、やがてヴェストファーレンの都市同盟の出現にも姿をあらわす。

以上、本節をまとめると、13世紀中葉前後には、ドルトムントの伯と市民とは、都市権力と伯領権力とをめぐり、すでに相拮抗する地位と状態にあった。

(続く)



フェーメ裁判風景
(15世紀後期)

Femegericht
Der Freigraf (Mitte) führt keinen Gerichtsstab, wie sonst für den Richter des Mittelalters üblich, da das Wahrzeichen seiner Gerichtsgewalt, das Schwert, vor ihm auf dem Tisch liegt.
Femegerichtsbild der Soester Handschrift XXXVIII 55, 15. Jahrhundert, Stadtarchiv Soest.

中央は裁判長（裁判杖をもつ代わりに剣が据えられている）・左右はフライシェッフェン
(Soester Handschrift XXXVIII 55, Stadtarchiv Soest. Justiz in alter Zeit. Band VI der Schriftenreihe des mittelalterlichen Kriminalmuseums Rothenburg ob der Tauber, 1984, S.166 より。)

注

- (1) 後述DUB[7] 2 Nr.3 p.2-4; Wigand, Paul, Das Vehmgericht Westfalens, 2.Aufl., Halle 1893, p.186-187など。
- (2) この問題をめぐる研究は多いが1つにSchubert, Ernst, Die Landfrieden als interterritoriale Gestaltung, in: Buschmann, Arno/Wadle, Elmar (Hg.), Landfrieden. Anspruch und Wirklichkeit, Paderborn 2002, 143-148.
- (3) Hömberg, Albert K., Grafschaft, Freigrafschaft, Gografschaft, Münster 1949, 40 (Anm.117, 118).

- (3 a) Seibertz, Suibert, Urkundenbuch zur Landes- u. Rechtsgeschichte des Herzogthums Westfalen, 3, Arnsberg 1854, Nr.1081, 1082. 1227年の事例について Lindner [6] 309 (Anm.1); Schröder, Richard/Künßberg, Eberhard Frh.v., Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 7.Aufl., Berlin/Leipzig 1932, 626 (Anm.182). なおシュレーダーはここで「*veme*の言葉は13世紀以来「刑罰」の意味で用いられている」と述べるが、典拠が示されていない。
- (4) Cf. Theuerkauf, Gerhard, Die Feme, in: Michael, Fritz (Hg.), Westfalen. Bilder und Berichte aus seiner Geschichte, Dortmund 1967, 86 (links); Fricke, Eberhard, Die westfälische Veme im Bild. Geschichte, Verbreitung und Einfluss der westfälischen Vemegerichtbarkeit, Münster 2002 (本書巻尾の文献一覧は有益である) 25.
- (5) Petri, Franz u.a. (Hg.), Nordrhein-Westfalen (HB der hist. Stätten Deutschland 3), 2.Aufl., Stuttgart 1970, 168 (Dortmund: „an der Feme“), 31 (Arnsberg: „Freistuhl“), 695 (Soest: „mehrerer Freigrafschaften“).
- (6) Meininghaus, August, Das Dortmunder Freigrafenkapitel am Freistuhl zum Spiegel im Jahre 1430, in: Beiträge zur Geschichte Dortmunds und der Grafschaft Mark (以下では Beiträge と略記) 39, 1931, 133-154; Lindner, Theodor, Die Veme, Paderborn 1896, 70, 223 ff., 473; Herold, Ferdinand, Gogerichte und Freigerichte in Westfalen besonders im Münsterland, Heidelberg 1909, p.11 (Anm.1). ここに「故殺」(名誉を汚さぬ事件)が含まれていないのに注目したい。
- (7) Dortmunder Urkundenbuch (=DUB), Rübel, Karl/Roese, Eduard, Bd.1 (Dortmund 1881 [Ndr.1975]), Bd.2 (1890 [Nd.1975]), Bd.3-1, Erg. -Bd.1 (1899/1910 [Ndr.1978]). また Urkundenbuch der freien Reichsstadt Dortmund, v.Fahne, Anton (=Fahne UB), 1.Abt., 2.Abt. (Köln/Bonn 1855/1857 [Ndr.1974]); Gengler, Heinrich Gottfried, Codex Juris Municipalis Germaniae Medii Aevi, 1, Erlangen 1863 (Ndr.1968), 841-871 (II.Regesten:Nr.1-128).
- (8) Fahne, Anton, Statutarrecht und Rechtsalterthümer Dortmund,, Köln/Bonn 1855;

フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

- Frensdorff, Ferdinand, Dortmund Statuten und Urteile, Halle a. S. 1882 (Ndr.2005) ; Gengler[7] 871-882 (III.Statute).
- (9) Kopp, Carl Philipp, Über die Verfassung der heimlichen Gerichte in Westphalen, Göttingen 1794 (Ndr.o.J.)
- (10) Eckhardt, Wilhelm A., Die Waldecker Handschrift des Staatsarchivs Marburg in der Überlieferung der Femerechtsquellen, in : Zeitschrift der Savigny-Stiftung f. Rechtsgeschichte Germ. Abt. 133, 2016, 81-109.
- (11) 一例にFricke, Eberhard, Die Vemegerichtsbarkeit im kurkölnischen Herzogtum Westfalen, in : Klueting, Harm/ Foken, Jens (Hg.), Das Herzogtum Westfalen 1, Münster 2009, 269-296.
- (12) Thiersch, Bernhardt, [1]Der Hauptstuhl des westphälischen Vemgerichts auf dem Königshofe vor Dortmund nach neu entdeckten Urkunden, Dortmund 1838 ; [2] Die Vemlinde bei Dortmund, Dortmund 1849.
- (13) 前掲Meininghaus [6]の他に [1]Die Dortmunder Freistühle und ihre Freigrafen, Dortmund 1910 (Beiträge 19) ; [2]Die Teilung des Dortmunder Grafschaftsgerichts in Stadt-und Freigericht im 13. Jahrhundert, in : Beiträge 21, 1911, 186-199 ; [3]Eine Feme-Appellationsverhandlung am Dortmunder Freistuhl auf dem Königshof im Jahre 1434, in : Beiträge 39, 93-132 ; [4]Der alte Freistuhl zu Dortmund, 2.Aufl., Dortmund 1925 など。
- (14) Thiersch, Bernhardt, Geschichte der Freireichsstadt Dortmund, 1, Dortmund 1854, 53-77.
- (15) Meininghaus, August, Aus Stadt und Grafschaft Dortmund, Dortmund 1917, 100-115.
- (16) Frensdorff[8] Einleitung p.144-159.
- (17) Baedeker, P., Richter und Gericht im alten Dortmund, in : Beiträge 17, 1909, 217-276.
- (18) Dyckerhoff, Ernst S., Die Entstehung des Grundeigentums und die Entwicklung der gerichtlichen Eigentumsübertragung an Grundstücken in der Reichsstadt

Dortmund, Heidelberg 1909, 80-83, 94-96.

- (19) Luise von Winterfeld, Die Entstehung des Dortmunder Stadtrichteramtes, in : Beiträge 31, 1924, 147-153.
- (20) Sollbach, Gerhard E., Gerichtsorganisation und Rechtspflege in Grafschaft und Stadt Dortmund während des Mittelalters und der Frühneuzeit, in : Beiträge 70, 1976, 203-297.
- (21) Lindner[6] 60-77.
- (22) Rübel, Karl, Geschichte der Frei-und Reichsstadt Dortmund, Dortmund 1901, 40-51.
- (23) Luise von Winterfeld, Geschichte der freien Reichs-und Hansestadt Dortmund, 6.Aufl., Dortmund 1977, 95-103.
- (24) Luntowski, Gustav/Högl, G./Schilp, Thomas/Reimann, Nobert, Geschichte der Stadt Dortmund, hg.v. Stadtarchiv Dortmund, Dortmund 1994, 118-121.
- (25) Schmettler, Otto, Geschichte Westfalens, 2.Aufl., Lippstadt 1972, 42-51.
- (26) Rothert, Hermann, Westfälische Geschichte 1 : Mittelalter, 3.Aufl., 1964, 332.
- (27) Kohl, Wilhelm, Kleine westfälische Geschichte, Düsseldorf 1994, 60 f.
- (28) Gimbel, Richard, Die Reichsstadt Frankfurt am Main unter dem Einfluss der Westfälischen Gerichtsbarkeit (Feme), Frankfurt am Main 1990.
- (29) 関係の文献は、紙幅の都合上、拙訳[31]136頁注[45][46], 174-175頁注[22][27][28][29][30]に譲りたい。
- (30) 拙訳「ハンス・ヒルシュ『中世ドイツにおける高級裁判権 第1部』(4・完)」『熊本法学』93号(1998), 60頁(注29), 82頁(注85, 86, 87, 88)。
- (31) 拙訳「テオドール・リンドナー『フェーメ』序説」『熊本法学』50(1986) 119-183頁。
- (32) Schmale, Franz-Josef, Dortmund. Stadt der Könige und freie Reichsstadt, in : Beiträge 74/75, 1982/83, 21.
- (33) Frensdorff[8] Einleitung p.20 mit Anm.1による。また Meininghaus[15] 7 f.
- (34) Rübel, Karl, [1] Die Franken. Ihr Eroberungs-und Siedlungssystem im deutschen

フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

- Volkslande, Bielefeld 1904 (Ndr.1968), 252, 256, 260 et seq.[2] Westfälische und niederrheinische Reichshöfe mit einem Versuche über die Verfassung der Reichsstadt Dortmund, in:Beiträge 2/3, 1878, 140-287 ;[3]Reichshöfe im Lippe-, Ruhr-und Diemelgebiete und am Hellwege, Dortmund 1901 (Beiträge 10) ;[4] Die Dortmunder Reichsleute, Dortmund 1907 (Beiträge 15).
- (35) Meininghaus, August, [1]Die Grafen von Dortmund : Ein Beitrag zur Geschichte Dortmunds, Dortmund 1905 (Beiträge 14) ;[2]Die Gerichts-und Territorialhoheit der Dortmunder Grafen, Dortmund 1908 ;[3]Die Herren-und Rittersitze der Grafschaft Dortmund im 13. und 14. Jahrhundert, in :Beiträge 16, 1908, 11-84.
- (36) Prinz, Joseph, Das hohe Mittelalter vom Vertrag von Verdun (843) bis zur Schlacht von Worringen (1288), in :Kohl, Wilhelm (Hg.), Westfälische Geschichte in drei Textbänden und einem Bild-und Dokumentarband, 1, Düsseldorf 1983, 381 („aus vier grossen Wirtschaftsverbänden“).
- (37) Landwehr, Götz, Die Verpfändung der deutschen Reichsstädte im Mittelalter, Köln/Graz 1967, 14 (Anm.46), 17 (Anm.85), 18 (Anm.113) ;Gengler [7]p.838 (Anm.45).
- (38) Sollbach [20]207 (Anm.3).
- (39) 3箇所のケーニヒスホーフについては13世紀から15世紀の荘園法 (Hofrechte) が知られ、幸いにもこれが刊本化され伝っている (Sollbach [20]212 f. [Anm.31])。ドルトムント・ケーニヒスホーフの実態は、これらから推測する外ない。
- (40) Meininghaus [13] [1] 17 (Anm.4). なおPetri [5]p.169 所載の都市断面図 (1611年) を参照。
- (41) DUB 1 Nr.749 (1360 Aug.16) ;Meininghaus [13] [1] 207.
- (42) Meininghaus [13] [1] 22 (Anm.4) f.
- (43) DUB 1 Nr.102 (1255: „coram liberis imperii“).
- (44) cf.Frensdorff [8] Einleitung p.33 mit Anm.1 u.Anm.2.
- (45) ケルン大司教はドルトムント市在住のユダヤ人を、市が払う保護料と引き換

- えに彼の保護下におく (DUB 1 Nr.87[1250]) が、そこにこうみえる。
„persolvenda ac scultheto nostro sub duorum consulum testimonio exhibenda“
- (46) DUB 1 Nr.258 (1298); Urkundenbuch f.die Geschichte des Niederrheins, hg. v. Lacomblet, Theodor Joseph, 2, Düsseldorf 1846 (Ndr.1966), Nr.997.
- (47) Lacomblet[46]3 (1853), Nr.68 (1308).
- (48) cf.Baedeker[17]229 („von der Grafschaft abzweigten“).
- (49) Erhard, Heinrich August (Hg.), Regesta Historiae Westfaliae 2 (1126-1200) Nr.491 (p.205); DUB Erg.-Bd.1 Nr.72 (Reg.).cf.Frensdorff[8] Einleitung p.17 (Anm.3); Meininghaus [35] [1]2 (Anm.1); Meininghaus [35] [2]5 (Anm.12); Sollbach [20]208 (Anm.5).
- (50) Frensdorff[8] Einleitung p.23 Anm.1.また Meininghaus [35] [1]3, 6も同様。
- (50a) Luise von Winterfeld[23]29 („Amtstitel „Graf““).
- (51) DUB Erg.-Bd.1 Nr.68 (1178).
- (52) この「ヘルボルドゥス」と同名の者が13世紀中葉前後期「ドルトムント伯」家系の一員として名をみせる。そこでマイニングハウスは、こう推測した。同家系の父祖が当「ヘルボルドゥス」であった。そして「アルベルトゥス」のドルトムント・「グラーフシャフト」は、この「ドルトムント伯」家系に継承された、と。果たしてどうであろうか。Meininghaus [35] [1]63 („nach Alberts Tode“).またBaedeker[17]227 („er ihr Vorfahr ist“) も同様。
- (52a) DUB 2 Nr.388 (1200) p.395 n.20; DUB Erg.-Bd.1 Nr.78.
- (53) DUB 1 Nr.58 (1214). cf. Ficker, Julius, Herr Bernhard von Horstmar, in: Zeitschrift f. vaterländische Geschichte u. Alterthumskunde, 14 (=NF 4), 1853, 295 f. mit Anm.23; Frensdorff[8] Einleitung p.21 (Anm.4); Schilp [76] [2]50 (Anm.76). ジョルジュ・デュビー (Duby, Georges) (松村剛訳) 『ブーヴィーヌの戦い 中世フランスの事件と伝説』(平凡社・1992) 67, 79, 286頁。
- (54) DUB 1 Nr.64 (1225 Nov.7).cf.Frensdorff[8] Einleitung p.22 (Anm.5); Ficker, Julius, Engelbert der Heilige, Erzbischof von Köln und Reichsverweiser, Köln 1853, 164.

フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

- (55) DUB 1 Nr.59 (1218) (こうして伯はシュタウフェン家に付く)。Schilp [76] [1] 75 (Anm.17), [2] 50 (Anm.77).
- (56) Petri, Franz [5] 254 f., 296.
- (57) DUB 1 Nrr.61 (1219), 63 (1224).
- (58) DUB 1 Nr.72 (1232 [1233] März 10).
- (59) Meininghaus [35] [1] 64 所載の系統図による。
- (60) Frensdorff [8] Einleitung p.22 Anm.6.
- (61) DUB 1 Nr.331 (1314). また後注 (71)。cf. Meininghaus [35] [1] 16 Anm.2.
- (62) DUB 1 Nr.379 (1320).
- (63) DUB 1 Nr.345 (1316) ; Lacomblet [46] 3, Nr.153 (1316). ただしこの授封は実現をみなかった (Meininghaus [35] [2] 5 [Anm.14])。
- (64) DUB 1 Nr.346 (1316).
- (65) DUB 1 Nr.376 (1319: „Nos Hermannus de Lindenhorst, miles, et Conradus, filius noster“).
- (66) DUB 1 Nr.385 (1320: „Wie greve Conrat to Dorpmunde“).
- (67) DUB 1 Nr.376 (1319).
- (68) なおMeininghaus [35] [1] 巻末登載図 (1804年) 参照。
- (69) DUB 1 Nr.78 (1240 [1241] Febr.19: „in curia nostra Tremonie iuxta caminatam nostram“).
- (70) DUB 1 Nrr.272 (1300), 372 (1319), 385 (1320).
- (71) DUB 1 Nr.331 (1314). またDUB 1 Nr.466 (1331: „comitatus Tremoniensis“).
- (72) „antwortet dit recht den eraftigen lüden, borgemesteren ende deme rade van Dorpmunde“ (DUB 1 Nr.372 [1319]).
- (73) Lacomblet [46], 3 (1853), Nr.153 (1316) ; DUB 1 Nr.345.
- (74) DUB 1 Nr.379 (1320).
- (75) Reimann, Norbert, „In burgo Tremonia“. Pfalz und Reichsstadt Dortmund in der Stauferzeit, in: Blätter f. deutsche Landesgeschichte 120, 1984, 79-104.
- (76) Schilp, Thomas, [1] *Consules rempublicam Tremoniensem gubernantes*. Die

Entwicklung der reichsstädtischen Autonomie Dortmunds im Jahrhundert der staufischen Königsherrschaft, in : Blätter f. deutsche Landesgeschichte 131, 1995, 51-111 ; [2] Königtum und Stadt : Die Dortmunder Bürgergemeinde im Jahrhundert der staufischen Königsherrschaft, in : Beiträge 87, 1996, 34-78.

- (77) DUB 1 Nr.71 (1232 Sept.30). 大火の日時は不明。おそらく1232年初めあたりか。
- (78) 火災の様子はLuntowski [24] 64 f. に詳しい。王宮も被災し、その後再建されなかった (Schilp [76] [1] 56 [Anm.22], [2] 36 [Anm.9])。都市のパトロン聖ライノルドゥスに因んだ教会 (Reinoldikirche) は、復興されたが。
- (79) DUB 1 Nr.74 (1236 Mai) (編者によれば、本特権状のオリジナルはドルトムント文書館に第5号文書として所蔵) ; Fahne UB 2 Nr.5 ; Thiersch [14] Urkundliche Belege p.69-74 ; Thiersch [12] [1] Anhang II.p.111-115 ; Battenberg, Friedrich, Die Gerichtsstandsprivilegien der deutschen Kaiser und Könige bis zum Jahre 1451, Köln/Wien 1983, Nr.34 (Reg.). cf. Schilp [76] [1] 76 (Anm.120), [2] 50 (Anm.80). 1220年特権状を掲げる刊本 (Fahne UB 1 Nr.4 ; Gengler [7] p.841 f. Nr.1 [Reg.]) も1236年特権状に依拠する。なお1220年特権状は後代アルブレヒト王によって出された特権状 (1300年8月5日 [ケルン]) にも挿入された (DUB 1 Nr.275 ; Fahne UB 2 Nr.344 ; Gengler [7] p.846 Nr.29 ; Battenberg [79] Nr.200)。
- (80) Luntowski [24] 63 („Eine offenbar erhaltene Abschrift“), 65 („eine Delegation zu ihm zu entsenden“).
- (81) Frensdorff [8] Einleitung p.14 (Anm.4). 本特権状はその内容 (後述) からいって、一都市法と捉えられうる。
- (82) DUB 1 Nr.71 (1232 Sept.30). 本特権状のオリジナルはドルトムント文書館所蔵 (第4号文書) のもの。
- (83) DUB 1 Nr.69 (1231: „Thotbertus magister consulum, cives Sosatienses“). また DUB 1 Nr.70 (1231).
- (84) DUB 1 Nr.68 (1230).

フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

- (85) DUB 1 Nr.3 (927). また DUB 1 Nr.27 (1005); Erg. Bd.1 Nr.32 (1005).
- (86) DUB 1 Nr.14 (979).
- (87) DUB 1 Nr.45; Erg.-Bd.53. また DUB 1 Nr. 22; Erg. -Bd. 1 Nr.26 (997: „quendam nostre proprietatis locum Throtmannin dictum in pago Westfalon“にいう „nostre proprietatis“ (朕の所領) も関係の言葉。cf. DUB 1 Nr.9 (960).
- (88) DUB 1 Nrr.6 (948), 49 (1115); Erg. -Bd.1 Nr.60.
- (89) DUB 1 Nr.51 (1152); Erg. -Bd. 1 Nr.64; Weiland, Ludwig (Hg.), MG. Const. 1, Hannover 1893, Nr.146 c.4 (p.205).
- (90) Niermeyer, J.F., *Mediae Latinitatis Lexicon Minus*, Leiden 1954-58, p.109 (n.5: *ville fortifiée – walled town*).
- (91) Reimann[75]86 (Anm.33).
- (92) DUB 1 Nrr.55 (1190), 59 (1218).
- (93) DUB 1 Nr.54 (1184), DUB Erg. -Bd. 1 Nr.70.
- (94) DUB 1 Nr.59 (1218), Nr.63 (1224).
- (95) DUB 1 Nr.77 (1230-1240).
- (96) DUB 1 Nr.94 (1253).
- (97) Reimann[75]87 (Anm.35, 36, 37).
- (98) DUB 1 Nr.10 (962).
- (98a) 前注 (87) 参照。
- (98b) Fahne UB 1 Nr.1 (1188); DUB 1 Nr.56 (1188/1193). cf. DUB 1 Nr.60 (1219: „cum predio adiacente, quod Koningscamp nuncupatur“). また DUB 1 Nr.59 (1218) および DUB 1 Nr.63 (1224) にみえる „*terram curie nostre et imperii in oppido Tremonie adiacentem*“ を参照。
- (99) Fricke, Eberhard, *Die Frei- und Vemeegerichte in ihrer räumlichen Beziehung zur westfälischen Stadt*, in: *Beiträge* 61, 1964, 147 f. cf. Haase, Carl, *Die Entstehung der westfälischen Städte*, 4. Aufl., Münster 1984, 19 (Anm. 89).
- (100) „*privilegia ab ipsis progenitoribus nostris Conrado rege et Friderico imperatore, avo nostro innovantes, et iura in eis indulta ex certa scientia [cor]roborantes*“

- (DUB 1 Nr.74 [1236]).
- (101) Schilp [76] [1] 71 („1152 bzw.1154“), [2] 48 („1152 bzw.1154“).
- (102) Schmale [32] 25は、ドルトムントの都市への成長を1152年以前つまりコンラート三世時代 (1138 - 1152) にみた。
- (103) 「古さ」(慣習) と「真理」について拙稿「中世的慣習概念をめぐる諸問題」『熊本法学』 75 (1993) 283頁以下参照。
- (104) „ne alicui ipsos…extra civitatem nostram respondere cogantur, nec coram alieno iudice trahantur in [ca]us[a]m…“. cf. Battenberg [79] Nr.26 (Reg.).
- (105) „nequis iniusta occasione, quocumque per limites Romani imperii profecti fuerint, per duellum eos impetere possit“
- (106) „ab omni theloneo et aliis indebitis exactionibus…[liberi] sint et absoluti per totum imperium nostrum“
- (107) 一例に、後代1308年ドルトムント商人 („mercatores de civitate Dorpmonden“) がホラントの伯ヴィルヘルムから取得した領内安全通行権 (ゲライト) („salvum conductum et securum“) の事例がある (DUB 1 Nr.312)。
- (108) Battenberg [79] Nrr.10, 12, 17, 21, 23, 24, 25, 28.
- (109) Rothert, Hermann, Ein Beitrag zur Gerichtsverfassung der Stadt Soest im Mittelalter, Diss. Marburg 1901, 15 ff.
- (110) Schilp [76] [1] 76 (Anm.123), [2] 51 (Anm.83).
- (110a) 拙稿「報復としての差押えについて 中世後期ドイツの都市史料から」『熊本法学』 95 (1999) 163頁参照。
- (111) Scholz, Klaus, Das Spätmittelalter, in : Kohl [36] 453 („mit unbeschränkter Zollfreiheit innerhalb des Reiches“).
- (112) Bergmann, Werner u.a. (bearb.), Urkundenbuch der Stadt Duisburg, 1, Dusseldorf 1989, Nr.22 (1208).
- (113) DUB 1 Nr.77 ([1230 - 1240]); Fahne UB 1 Nr.7; Gengler [7] p.842 Nr.4.
- (114) 外国人が遺した財産の帰属についてイタリア、スペイン、ドイツ、スイスの諸事例をあげる Peyer, Hans Conrad, Von der Gastfreundschaft zum Gasthaus,

フェーマ裁判の初期史をめぐって(1)
——13世紀ドルトムントの証書にみる——

Hannover 1987, 70-72 (パイヤー [岩井隆夫訳] 『異人歓待の歴史』 (ハーベスト社・1997) 95-97頁) の指摘は、一部本稿と重なるところがあるが、この最後の点にはふれていない。

(115) DUB 1 Nrr.68 (1230), 76 (1239), 83 (1244).